

1 登下校について

【方法】

- 家族の送迎、徒歩または公共交通機関(バスや電車など)とする。
ただし、自力通学については、保護者の責任のもと、安全と判断できた場合のみとする。
- 自転車通学(高等部のみ)については、担任と相談のうえ、「許可願」を提出し、校長の許可を受けることとする。
- 各学部の始業時間から学習が始められるように、登校する。
<始業時間:小学部…8:50, 中学部…8:30, 高等部…8:30>

【経路】

- 登下校の際は、通学経路調査票に申し出た通学経路を利用する。

【注意事項】

- 交通ルール(信号や横断歩道など)を守り、安全に気を付けて通学する。
- 歩くときは歩道を歩き、横に広がらずに歩く。また、他の歩行者や自転車、車などには十分注意する。
- バス停や駅のホームでは、安全に気を付けて静かに待つようにする。
- 車内では、大声で話したり携帯電話やスマートフォンを使用したりせず、他の乗客に迷惑がかからないようにマナーを守る。
- 登下校中は、店に寄って買いものをしたり、遊んだりしない。
- 登下校の方法や経路を変更するときは、必ず事前に担任へ相談する。

2 生活について

【学校】

- 学習に必要なのないもの(ゲーム、CD、DVD、マンガ本、アクセサリ、おもちゃなど)や、学習で使う以外のお金は持ってこない。
- 許可なく学校から出ない。

【その他の場所】

- ・子どもだけでゲームセンター、カラオケなどには行かない。行くときは、保護者同伴とする。
- ・外へ遊びに行くときは、会う人の名前、行き先、帰る時間などを必ず家の人へ伝える。
- ・友だちとお金やI Cカード、物の貸し借りはしない。

3 服装などについて

- ・決められた服装を着用する。
- ※別途配付の「標準服・体操服について」(小学部)、「制服・体操服について」(中学部、高等部)を参照のこと。
- ・髪型は、学習の場にふさわしいものとし、染色、脱色、パーマ、眉剃などはしない。

4 携帯電話、スマートフォンなどの使い方について

【登下校中】

- ・登下校中にはゲームをしたり音楽を聴いたりしない。また、必要ではない電話をかけたりメールをしたりなどもしない。
- ・公共交通機関(バスや電車など)の中では「マナーモード」に設定し、通話などはしない。(イヤホン使用も不可)

【学校の中】

- ・学校では電源を切り、自分で責任を持って管理する。
- ・緊急時など、どうしても使用しなければならないときは、担任の許可を得て使用する。

【その他】

- ・使用を開始する前に、使い方やマナーなどについて、家庭内でルールを決めておく。
- ・インターネットを使うときは、個人情報(名前、住所、電話番号、顔写真など)を書いたり、載せたりしない。また、他の人へ、電話番号やメールアドレス、I D な

おし こうかん
どを教えたり交換したりしない。

- めえる らいん
メールやLINEなどでやりとりをするときは、相手が嫌な気持ちになるような内容の文章や写真などは送らない。
- でんわ めっせえじ おく
電話をかけたりメッセージを送ったりするときは、時間帯を考えて使用する。

5 運転免許取得について【高等部のみ】

- げんどうきつきじてんしゃ じどうにりんしゃおよ ふつうじどうしゃ うんてんめんきょしゅとく
原動機付自転車や自動二輪車及び普通自動車の運転免許取得については、卒業後に必要であるなどの理由がある場合のみ、許可するものとする。
- めんきょしゅとく きぼう さい じぜん かなら たんにん そうだん
免許取得を希望する際は、事前に必ず担任に相談をする。
- そうだん しゅとく だとう はんだん ばあい きよかねがい ていしゅつ こうちよう きよか
相談のうえ、取得が妥当と判断した場合は「許可願」を提出し、校長の許可を受けることとする。許可を受けずに、免許を取得することはできない。
- めんきょしゅとく じき げんそく しんろさきけつていご
免許取得の時期は、原則、進路先決定後とする。
- げんどうきつきじてんしゃ じどうにりんしゃおよ ふつうじどうしゃ つうがく みた
原動機付自転車や自動二輪車及び普通自動車での通学は認めない。

6 アルバイトについて【高等部のみ】

- ある ばいと きぼう さい じぜん かなら たんにん そうだん
アルバイトを希望する際は、事前に必ず担任に相談をする。
- そうだん ある ばいと だとう はんだん ばあい きよかねがい ていしゅつ こうちよう
相談のうえ、アルバイトが妥当と判断した場合は「許可願」を提出し、校長の許可を受けることとする。許可を受けずに、アルバイトをすることはできない。
(ただし、アルコールを提供する店や夜間勤務など、高校生として相応しくない場所でのアルバイトは許可しない)
- ある ばいとさき しごとないよう ようび じかんたい つうきんほうほう ひつようじこう
アルバイト先、仕事内容、曜日や時間帯、通勤方法などの必要事項については、必ず「許可願」に記入をする。
- ある ばいと おこな じき げんそく ちようききゅうぎようび はるやす なつやす ふゆやす
アルバイトを行う時期は、原則、長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)とする。
- ある ばいと せいかつ えいきょう て ばあい きよか と け ばあい
アルバイトによって生活に影響が出た場合は、許可を取り消す場合もある。